度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあっては、いずれか短い距離）とすることができる。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるほか、次の各号に定めるものとする。 ［一～三　略］	度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離とすることができる。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるほか、次の各号に定めるものとする。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年三月三十一日から施行する。

○環境省告示第八十二号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和七年環境省令第二十二号）第三十二条の規定に基づき、特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定める廃棄物を次のように定める。

令和七年十一月十二日　環境大臣　石原　宏高

特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定める廃棄物

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第三十二条の環境大臣が定める廃棄物は、次のとおりとする。

一　廃太陽電池（太陽電池又はその附属品が廃棄物となったものをいう。）

二　廃リチウム蓄電池等（リチウム蓄電池若しくはリチウム蓄電池を使用している製品が廃棄物となったもの又はこれらを処分するために処理したものをいう。）

三　廃ニッケル水素蓄電池等（ニッケル水素蓄電池若しくはニッケル水素蓄電池を使用している製品が廃棄物となったもの又はこれらを処分するために処理したものをいう。）

附　則

第一条　この告示に定める廃棄物については、国内におけるその発生量の増加又は増加の見込みに関する状況、通常のその再資源化の実施の工程に用いられる技術と比して再生部品又は再生資源の効率的な回収ができると認められる技術の活用の状況、社会の要請等を勘案して、必要に応じ見直しを行うものとする。

第二条　この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。

○環境省告示第八十三号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（令和七年政令第三号）第六条第二号ロの規定に基づき、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める焼却の方法を次のように定める。

令和七年十一月十二日　環境大臣　石原　宏高

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める焼却の方法

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令第六条第二号ロの規定に基づく環境大臣の定める焼却の方法は、次のとおりとする。

一　煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。

二　煙突の先端から火炎又は日本産業規格Ｄ八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。

三　煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

附　則

この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。

○環境省告示第八十四号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（令和七年政令第三号）第六条第二号ハの規定に基づき、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める熱分解の方法を次のように定める。

令和七年十一月十二日　環境大臣　石原　宏高

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める熱分解の方法

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第二号ハに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。

一　排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。

二　排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。

三　処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合（処理した産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第一項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を定期的に測定し、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量に対し四十パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量に対し二十五パーセント以下である場合（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、排出口から火炎又は日本産業規格Ｄ八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないようにすること。

四　処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

2　令第六条第二号ハに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、前項以外の場合にあっては、同項第一号及び第二号の規定の例による。

附　則

この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。

○環境省告示第八十五号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和七年環境省令第二十二号）第三十三条第十号、第三十六条第二号、第三十七条第五号、第三十八条第三号及び第五十一条第二号の規定に基づき、廃太陽電池に係る処分の基準等を次のように定める。

令和七年十一月十二日　環境大臣　石原　宏高

廃太陽電池に係る処分の基準等

（廃太陽電池の処分を行う高度分離・回収事業計画に添付すべき書類）

第一条　廃太陽電池（特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定める廃棄物（令和七年十一月環境省告示第八十二号）第一号で規定する廃太陽電池をいう。以下同じ。）に係る資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十三条第十号の規定により環境大臣が定める書類は、次のとおりとする。

一　廃太陽電池の処理に係る処分の用に供する施設の処理の原理の概要を説明した書類

二　廃太陽電池の処理により得られるガラスについて、板ガラスの原料として使用することができる品質を満たす旨の評価を受けたことを示す資料

三　当該処分の用に供する施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

四　熱分離（熱分解により廃太陽電池に使用される有機物を選択的に処理し、板ガラスの原料として使用可能な品質や性状を有する状態でガラスの分離を行うことをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、施設への廃太陽電池の投入から処理の完了までの炭素の物質収支を示した資料

五　その他必要な書類